

平成24年 2 月24日提出

熊本市クリーニング所の衛生措置基準等を定める条例の制定について

熊本市クリーニング所の衛生措置基準等を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市クリーニング所の衛生措置基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定に基づき、営業者が講ずべき衛生措置基準等を定めるものとする。

(営業者が講ずべき措置)

第2条 法第3条第3項第6号に規定する必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 未処理の洗濯物は、専用の容器等に保管し、当該容器等には、未処理と表示すること。この場合において、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物は、不浸透性材料を使用した蓋のある容器に別に保管し、当該容器には未消毒と表示すること。
- (2) 仕上げの終わった洗濯物は、汚染のおそれのない格納設備に保管し、当該格納設備には、仕上げ済みと表示すること。
- (3) 洗濯物の集配に用いる容器等は、仕上げの終わったものと未処理のものを区分できる専用のものとし、仕上げ済み又は未処理と表示すること。
- (4) 洗濯物の格納設備、集配に用いる容器等及び営業用器具は、適宜消毒を行うこと。

2 クリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）において講ずべき措置は、前項各号に規定する措置のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般的な措置

ア 作業場は、居室その他作業に直接関係のない場所と隔壁等を設けて区分し、他の用途に使用しないこと。

イ 作業場は、照明設備による照度の確保、採光及び換気を十分に行うこと。

ウ 作業場の床面積は、26平方メートル（洗濯のみ又は仕上げのみを業とするクリーニング所にあつては、13平方メートル）以上とすること。

エ 作業場の内外は、常に清掃を行うとともに、ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。

オ 作業場は、適宜消毒を行うこと。

カ 仕上作業中は、常に清潔な作業服を着用し、手首から先は、作業前に石けん等で洗うこと。

キ 有機溶剤を使用して洗濯した洗濯物の乾燥は、使用した有機溶剤の種類等に応じた適正な温度で十分に行うこと。

ク 石油系溶剤を使用して洗濯した洗濯物については、石油系溶剤残留判定器を用いて乾燥状態の確認を行うこと。

(2) 洗場に関する措置

ア 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。

イ 床及び床から1メートルまでの内壁は、コンクリート、タイルその他の不透水性材料を使用すること。

ウ 洗濯に使用する洗剤及び薬品は、専用の保管庫、戸棚等に保管すること。

エ 洗濯に使用する湯水は、清浄なものであること。

(3) 仕上場に関する措置

ア 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。

イ 仕上台の被布は、清潔な白布を使用し、適宜取り替えること。

3 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所において講ずべき措置は、第1項各号に規定する措置のほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 洗濯物の取扱量に応じ、十分な面積を有すること。

(2) 居室その他洗濯物の受取及び引渡しに直接関係のない場所と隔壁等を設けて区分し、他の用途に使用しないこと。

(3) 食品（その添加物を含む。以下同じ。）の製造、加工、調理、貯蔵又は販売（以下「食品の販売等」という。）を併せて行う場合においては、食品の販売等のた

めの施設と隔壁を設けて完全に仕切ること。

(4) 前号に規定する場合において、洗濯物と食品を併せて取り扱う者については、手指の消毒その他清潔を保持するための措置を講ずること。

4 業務用の車両において講ずべき措置は、第1項各号に規定する措置のほか、前項第1号、第3号及び第4号に掲げる措置とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に法第5条第1項又は第3項の規定による届出を行った者に係る法第5条の2の検査を同日以後に行う場合における当該検査については、熊本県クリーニング業を営む者が講ずべき措置に関する条例（平成14年熊本県条例第60号）の例による。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の規定によるクリーニング業法（昭和25年法律第207号）の一部改正に伴い、営業者が講ずべき衛生措置基準等を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。